

建設業者各位

河川工事等に伴う協議申請の流れと事務手続きについて

江川漁業協同組合

1. 河川工事の受注と依頼書の作成

受注書類に基づき〈書式-1〉河川工事等の施工について（依頼）の作成、及び、〈書式-1〉5. 添付図書（1）～（7）を準備して下さい。

2. 工事内容の事前通知

業者は事前に、表紙〈書式-1〉河川工事等の施工について（依頼）と建設工事請負契約書の写しを江川漁業協同組合（以下「漁協」）にFAXして下さい。

FAX : 0855-72-2072

3. 現場協議

上記1. で揃えた書類を該当地区の担当理事〈0855-75-0055 にお問い合わせください。〉に連絡し、現場協議を行って頂き〈書式-2〉工事内容確認回答書を作成して下さい。（業者・担当理事の押印が必要です）

4. 回答書の発行と同意料納付

現場協議終了後、必要書類上記1. 〈書式-1〉の5. 添付図書を確認し、漁協事務所へ提出。漁協より回答書（同意書含む）を受け取り、同意料〈0855-75-0055 にお問い合わせください。〉を納める。（振込可）

5. 工事の変更〈書式-3〉工事内容の一部変更について（回答）

1) 15 日以上工期の延長、軽微な工事内容の変更（当初請負金額に対し 10%未満の金額の増減）の場合は、担当理事の確認印が必要です。（15 日未満は協議不要）

2) 当初 500 万円以上の請負金額に対し、10%以上の追加工事等については、追加部分の位置図、平面図、工程表、〈書式-2〉工事内容確認回答書を添付して下さい。
（新規工事同様、工事変更内容の事前通知が必要です。）

3) 工事変更請負契約書の写しは必ず添付して下さい。

6. 工事の完了

工事完了後、〈書式-4〉工事の完了について（届け）を漁協事務所に提出して下さい。（郵送可）